

昭和52年6月30日

編集と発行

第89号

広報

かどな

発行 嘉手納町役場

編集 企画経済課広報係

嘉手納町字嘉手納81番地
〒904-02

☎(098976) 2001・2628

急ピッチで進む
護岸復旧工事

5月の人口

区名	東	上	中	北	南	西	計
世帯	664	464	419	543	598	858	3,546
男子	1,489	931	855	1,113	1,095	1,838	7,321
女子	1,433	950	902	1,129	1,181	1,839	7,434
計	2,922	1,881	1,757	2,242	2,276	3,677	14,755



慈善公演をみて たすけあいに参加しましょう

初の社会福祉活動資金造成特別慈善公演

7月16・17日の両日

町民生委員連絡協議会

嘉手納町民生委員連絡協議会では、七月十六日(土)十七日(日)の両日町中央公民館大ホールにおいて「第一回嘉手納町社会福祉活動資金造成特別慈善公演」を開催する。

これは、同会の「たすけあい金庫」の資金を補うために町内芸能界有志をはじめ、空手関係者の協賛を得て実現の運びとなったもの。

この慈善公演の趣旨は——石油危機を契機に不況とインフレの同時進行は、町民の暮しに大きな影響を及ぼしており、老人、母子、心身障害者(児)その他低所得者などの世帯に集中的な打撃を与えている。

このような中で、社会福祉の諸問題に対応していくには、社会福祉関係者はもとより、町民一人一人が、ことの重大性を認識し、地域福祉活動に積極的に参加され社会福祉増進に寄与されることが強く要望される。

当今では、常事問題発生に備え、随時これに対応する態勢強化のため「たすけあい金庫」を設置し、町内の貧困層の生活更生指導に当たっているが、肝心の資金が窮乏し、その捻出に苦慮しているため、これを補うため町内芸能界有志の

方々の特別なご協力を得てこの慈善公演を開催する——となつていきます

ところで、この「たすけあい金庫」とは、同会のたすけあいバーゲン売上金、町制施行記念ゴルフ大会寄附金(商工会主催)嘉手納社交業組合寄附金などを資金に充て、昭和五十一年四月に設置したものです。

この貸付けは、町内に居住する緊急扶助世帯に対し、当座生活資金の貸付を行ない生活の更生を図ることを目的としています。

主催者側では、この催しに町民の皆様の積極的なご理解とご協力により、一人でも多くの方々が来場くださるようよびかけています。

◎開催日時

七月十六日(土) 十七日(日)

午後六時半

◎会場

嘉手納町中央公民館大ホール

◎主催

嘉手納町民生委員連絡協議会

◎後援

町役場、町社会福祉協議会、町老人クラブ連合会、町内婦人会、町青年会、各区自治会

◎協賛

▲古典音楽||金城睦四、佐久本兼仁、知花包栄、▲箏典||島袋ハル、花城百合子、▲民謡||津波古信行、崎浜秀文、国吉真勇、津霸恒徳、山里ゆき子、新垣朝

▲舞踊||津霸千代、古謝弘子、▲空手||新城清優
以上右は(各グループ、研究所等の代表者氏名)

◎入場料金 一、〇〇〇円

七月十日は投票日です

—参議院議員選挙—

もれなく投票しよう

投票日

昭和五十二年七月十日(午前七

時~午後六時)

投票所

第一投票所||嘉手納町中央公民館大ホール(東区、上区、中

区)

第二投票所||嘉手納小学校校体育館(北区、南区、西区)

選挙人名簿登録資格

昭和五十二年三月十五日までに

転入届をした者で、当町に住所

を有する、昭和三十二年七月十

一日以前に出生した者。



規律ある正しい使用を

屋外運動場の 使用基準などを制定

—町教育委員会—

教育委員会では、屋外運動場の使用について、規律ある正しい使用をしてもらうため、嘉手納町屋外運動場使用基準とその使用心得並びに夜間照明施設使用基準とその使用心得を新しく制定しました。

公共施設の使用については、心ない一部の人たちによって粗雑に扱われたために後でいやな思いをする場合があります。

屋外運動場を使用するに当たって使用者は、決められた規律をきちんと守り、使用後は次の使用者に迷わくのかからな

いよう十分な責任をもって使用されるようみなさんのご協力をお願いいたします。



ところで、このほど完成しました嘉手納小・中学校グラウンドは砂の混合（土と砂3:7）をはじめ排水、バックネット（2）スプリングクレーター（散水施設7基）側溝、夜間照明などの施設が完備し、みちがえるようなすばらしいグラウンドに生れかわっています。

また、兼久埋立地にも町民運動場（一八、五五四㎡、仮地均工事）が新設になり、五二年度は更に整備工事が計画されています。

このように、両グラウンドの整備によって、地域のスポーツの発展は勿論、町民の心身の鍛練と健康の増進に寄与するものとして大きな期待がよせられています。

嘉手納町 屋外運動場 使用基準

1. 嘉手納町教育委員会が管理する屋外運動場の使用については、町内に住所を有する者で、地域スポーツに関し自発的な活動を促進する団体と認められるもの。

2. 町内に勤務場所を有する者で結成されたスポーツ団体で、地域スポーツの振興に寄与するものと認められるもの。

3. 町屋外運動場を使用する場合、次の団体を優先する。

- 町教育委員会の計画する事業
- 町体育協会の計画する事業
- 各区体育協会の計画する事業
- 各区青年会の計画する事業
- 各区婦人会の計画する事業

○各区自治会の計画する事業

○各学校、PTAの計画する事業

業

○各区PTAの計画する事業

○町走ろう会の計画する事業

○その他（社会教育活動を行う団体）

4. 町屋外運動場を使用したい団体は、町屋外運動場使用申込書により七日前までに嘉手納町教育委員会にお申込み下さい。

嘉手納町 屋外運動場の 使用心得について

○町屋外運動場の使用については、使用後は運動場整備をして次の使用に支障をきたさないようにする。

○飲み物のあきカン、あきビンゴミ等は備えつけのゴミ箱に入れて、周囲に散らさないようにする。

○使用許可された団体は、使用期間中責任をもって管理をする。

○町屋外運動場の使用人員は、十名以上の団体を原則とする。

○町屋外運動場内に自転車、自動車、自
動車の乗り入れをしないようにする。

○雨天の際は、原則として運動

場使用を禁止する。

夜間照明施設 使用基準

1. 嘉手納町教育委員会が管理する夜間照明施設の使用については、町内に住所を有する者で地域スポーツに関し、自発的な活動を促進する団体と認められるもの

2. 町内に勤務場所を有する者で結成されたスポーツ団体で地域スポーツの振興に寄与するものと認められるもの。

3. 夜間照明施設を使用する場合、次の団体を優先する。

- 町教育委員会の計画する事業
- 町体育協会の計画する事業
- 各区体育支部の計画する事業
- 各区青年会の計画する事業
- 各区婦人会の計画する事業
- 各区自治会の計画する事業
- 各区PTAの計画する事業
- 各学校PTAの計画する事業
- 町走ろう会の計画する事業
- その他（社会教育活動を行う団体）

4. 夜間照明施設を使用したい団体は、夜間照明施設使用申込書により七日前までに嘉手納中学校

より七日前までに嘉手納中学校

長に申込み下さい。

夜間照明施設の 使用心得について

- 夜間照明施設の使用については、使用後に運動場を整備して次の使用に支障をきたさないようにする。
- 飲み物のあきカンやあきビン、ゴミ等は備えつけのゴミ箱に入れて、周囲に散らさないようにする。
- 夜間照明施設においては、危険がともなうところの種目には使用させない。(例、硬式野球、軟式野球)
- 陸上競技におけるやり投げ、円盤投げ等は特に注意して使用する。
- 夜間証明施設の使用人員は十名以上の団体を原則とする。
- 夜間照明施設の消燈は、午後十時とする。
- 車は校庭への出入りに支障のないよう駐車する。
- 屋外便所の使用については、所定の場所で使用する。
- 子供の健全育成に留意し、子供たちを善導する姿勢をもつこと。

ムシ歯を撲滅しよう!

歯の衛生週間町民大会

1,000 人余がつめかける



会場いっぱいつめかけた町民

六月四日、歯の衛生週間にちなんでの嘉手納町民大会。(県環境保健部、県歯科医師会、嘉手納町の三者共催)が嘉手納町中央公民館で開催されました。

これは、この日のムシ歯予防デーにちなんで、歯の衛生に関する正しい知識を普及し、ムシ歯の予防早期発見、早期治療の助行を徹底させ、歯科衛生思想の啓蒙をはかることによって町民の健康の増進に寄与しようということで開催されたものです。

当日は、歯科衛生に関する諸展示物や映写会をはじめ、屋良・嘉

手納両小学校生徒の図画、作文の展示、それに町民の歯の検診、幼児に対するフッ素塗布などが行なわれました。

また、この大会に図画、作文の応募をした両小学校に対して感謝状の贈呈や優秀作文として屋良小学校五年松堂忠友君と嘉手納小学校五年金城多美子さんの作文も朗読されました。

県歯科医師会の玉城信徳会長は「今やムシ歯は今世紀最後の難病といっても過言ではない。国民のほとんどがムシ歯をもっておりこれを根本的になくするには子供のときからムシ歯にならないように予防するしかない。特に母親が子供にあまり砂糖分を与えないようにすると共に、食後には必ず歯をみがく習慣を小さい時からうえつけることが大切」と、ムシ歯の予防についてはお母さん方のしん

ほう強い努力が必要のようです。会場には、一、〇〇〇人余の町民がつめかけ長蛇の列ができるほどの盛況ぶり、保育園の園児や小学生、それに一般町民がつめかけましたが特に幼児をつれたお母さんたちの姿がめだちました。

今回の催しについて、担当課の山口保健衛生課長は「今回の催しで映写会や検診それに歯科医の話

をきいて、歯に対する認識を新たにしたと思います。特にお母さんがわが子の歯の健康を気づかっていることがうかがわれた。一、〇〇〇人余の町民が参加したことは予想以上の成果です」と語っていました。

ムシ歯の予防

①砂糖分の摂取を制限する

ムシ歯は、ミュータンスという連鎖球菌が中心となっておこる病気です。(この菌は、ふだんだれの口の中にも住んでいる)この菌が砂糖分を好む。

②食後必ず歯口を清潔にする

砂糖分や食べカスが歯の周囲に長時間付着して、歯垢となりミュータンス菌に栄養分を与えるるので、飲食後口をすすぎ歯をみがく。

③じょうぶな歯質と抵抗力をつくる

歯質によって、ムシ歯に侵されやすかったり、なかなかムシ歯にならなかつたりします。バランスのとれた食事と、じょうぶな歯質をつくる食品を心がけてとること。

福祉年金の支払いは、受給者の皆さんからの、お盆や年末に払ってほしいという要望に答えて、今年から四月、八月、十二月と、一カ月ずつ繰上げてお支払いすることになりました。(なお、十二月の支払いは、受給者から請求があ

る場合は、十一月にお支払いします)ただし、今年に限り、この新しい支払い方法は、十一月から始めます。

福祉年金の支払期月が繰上げられます

国民年金だより ⑰

まず裁定請求を

— 国民年金を受けるには —

国民年金は、ご本人から「裁定請求書」が提出されて、初めて支払われます。もし、これを怠って五年たつと、時効になって年金を受けられないこととなります。

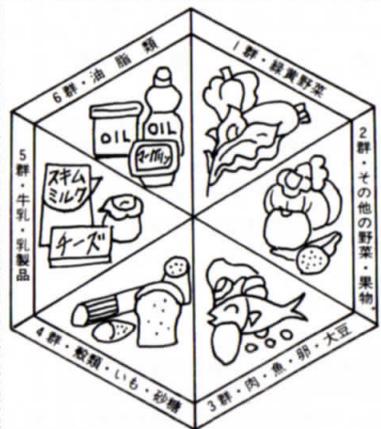
この裁定請求書を提出されるときは、国民年金手帳を添え、年金の銀行払込みなどを希望するとき



6月分(まず裁定請求を—国民年金を受けるには)挿絵

は、預金通帳の記号番号については、金融機関の証明を受けてください。

六つの基礎食品のねらい



次の表はバランスのとれた完全栄養に近づけるための六つの基礎食品です。

第一群のねらい—ビタミンAを中心に、ビタミンC・B₂、鉄、カルシウムもとれる緑黄野菜。

第二群のねらい—ビタミンCを中心に、同じ野菜でも、ちがいのあること。

第三群のねらい—からだをつくるたん白質。毎食必ず食べること。

第四群のねらい—カロリー源の合理化。ビタミンB₁の考慮、過食に注意。

第五群のねらい—不足しがちなカルシウム・ビタミンB₂・良質のたん白質は乳や乳製品の利用で一挙に解決。小魚・海藻をプラスすれば、さらによい。

第六群のねらい—もつとふやしたい植物性脂肪。

毎回の食事にこの六つの各食品群から少なくともそれぞれ一つずつ食品を選んで食べれば一応バランスのとれた食事づくりができます。

就業調査にご協力下さい!

七月十六日～二十五日

◎ この調査は、ふだん働いている人、家事や通学をしている人などがそれぞれ何人いるか、また働いている人がどういう仕事をしているか、あるいは働いていない人の仕事に、希望やその程度等、さまざまな視点からその実態を明らかにします。

◎ この調査は標本調査で昭和五十年国勢調査区の内から五調査区が選定され、その調査区内の世帯の内から十五～二十世帯の十五歳以上の人が対象となります。

建設雇用改善助成金のご案内

雇用促進事業団 沖繩支部

◎建設労働者の雇用の改善等に関する法律について……(略称雇用改善法といえます)

ご存知のように、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上

福祉の増進を図ることを目的とした「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」が本年五月に成立し、

十月一日から施行することになりました。

この法律によって、建設労働者の雇用の改善を図るために事業主の方に雇用管理責任者の選任をはじめ種々の事項が新たに義務づけられるとともに、建設労働者の能力の開発、向上そして福祉の増進を

雇用改善助成金とは

建設労働者の技能の向上及び福祉の増進を図るため、事業主等が行う雇用改善の措置について雇用促進事業団が一定の助成を行うものです。

建設雇用改善助成金を受けられる方

建設労働者を雇用して建設事業を行う建設事業主及び事業主の団体又はその連合団体です。

申込み先

那覇市旭町三五番地

雇用促進事業団沖繩支部

電話番号 五四一〇二九

